

令和 7 年 5 月 14 日開会

令和 7 年 5 月

市議会臨時会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 1 号	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
報 告 第 2 号	専決処分の報告（令和 6 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 11 号））	別冊
報 告 第 3 号	専決処分の報告（令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 6 号））	別冊
議案第 33 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 34 号	令和 7 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 35 号	有功者の選定	5

報告第 1 号

専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市税条例の一部改正について、別紙のとおり令和7年3月31日専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年5月14日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔 _____

専決第 3 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 17 号

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 72 条第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 95 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 123 条の 2 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 131 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 14 条第 23 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 15 条第 15 項を同条第 16 項とし、同条第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 32 条第 2 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 95 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

有功者の選定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和7年5月14日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

住所

氏 名 高 須 郁 夫 (たかす いくお)

生年月日

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 高 須 郁 夫 (たかす いくお)
生 年 月 日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

寝屋川市教育委員会教育長 12 年

功 績 内 容

昭和 54 年 4 月に寝屋川市立田井小学校教諭に着任以降、寝屋川市立東小学校長、寝屋川市教育委員会事務局教育監、寝屋川市立第五小学校長を歴任し、教育行政の推進に努めるとともに、児童・生徒の健全な育成に全力を傾注した。

特に平成 25 年 4 月からは寝屋川市教育委員会教育長として本市教育行政の発展に大きく貢献した。

(参考)

職 名	在 職 期 間
寝屋川市立東小学校長	平成 15 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日
寝屋川市教育委員会事務局教育監	平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
寝屋川市立第五小学校長	平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
寝屋川市教育委員会教育長	平成 25 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日